

電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成27年  
法律第26号）の施行に伴う告示の制定について

（諮問第3082号）

< 目 次 >

1	諮問書	1
3	告示案	2
4	概要	4
5	（参考）今回併せて整備する省令案	9

諮問第3082号

平成28年2月12日

情報通信行政・郵政行政審議会

会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 山本 早

諮 問 書

電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成27年法律第26号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、電気通信事業法第30条第3項第2号の規定により禁止される行為の相手方となる電気通信事業者を指定する件について、告示を制定することとしたい。

については、改正法附則第2条の規定及び改正法による改正後の電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第169条の規定に基づき諮問する。

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十二條の四の規定に基づき、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十條第三項第二号の規定により禁止される行為の相手方となる電気通信事業者を次のように告示し、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年五月二十一日）から施行する。

平成二十八年 月 日

総務大臣 山本 早苗

電気通信事業法第三十條第一項の規定により指定された株式会社NTTドコモに係る同條第三項第二号の規定により禁止される行為の相手方は、次に掲げる電気通信事業者とする。

- 一 東日本電信電話株式会社
- 二 西日本電信電話株式会社
- 三 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーシヨンズ株式会社
- 四 エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社
- 五 株式会社エヌ・ティ・ティエムイー
- 六 株式会社NTTぷらら
- 七 株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーシヨンズ

八 エヌ・ティ・ティ・メディアアサプライ株式会社

# 電気通信事業法改正に伴う関係告示の整備

平成28年2月12日

総務省

総合通信基盤局

## 諮問の背景・概要

※ 移動通信市場の市場支配的事業者：二種指定事業者（端末シェア10%超）のうち、収益シェア40%超等の者

- 平成26年12月の情報通信審議会答申（2020年代に向けた情報通信政策の在り方等）を踏まえ、平成27年5月に、「電気通信事業法等の一部を改正する法律」が成立・公布。施行は、本年5月21日を予定。
- 本改正法では、移動通信市場の市場支配的事業者\*（NTTドコモ）に対し、特定の電気通信事業者を不当に優先的・不利に取り扱うことを禁止する規制を緩和し、不当な優遇の禁止対象を「総務大臣が指定する特定関係法人（グループ会社）」に限定。
- 今回は、「不当な優遇の禁止対象となる特定関係法人」を指定する告示案を諮問するもの。

## < 禁止行為に関する法改正の内容 >

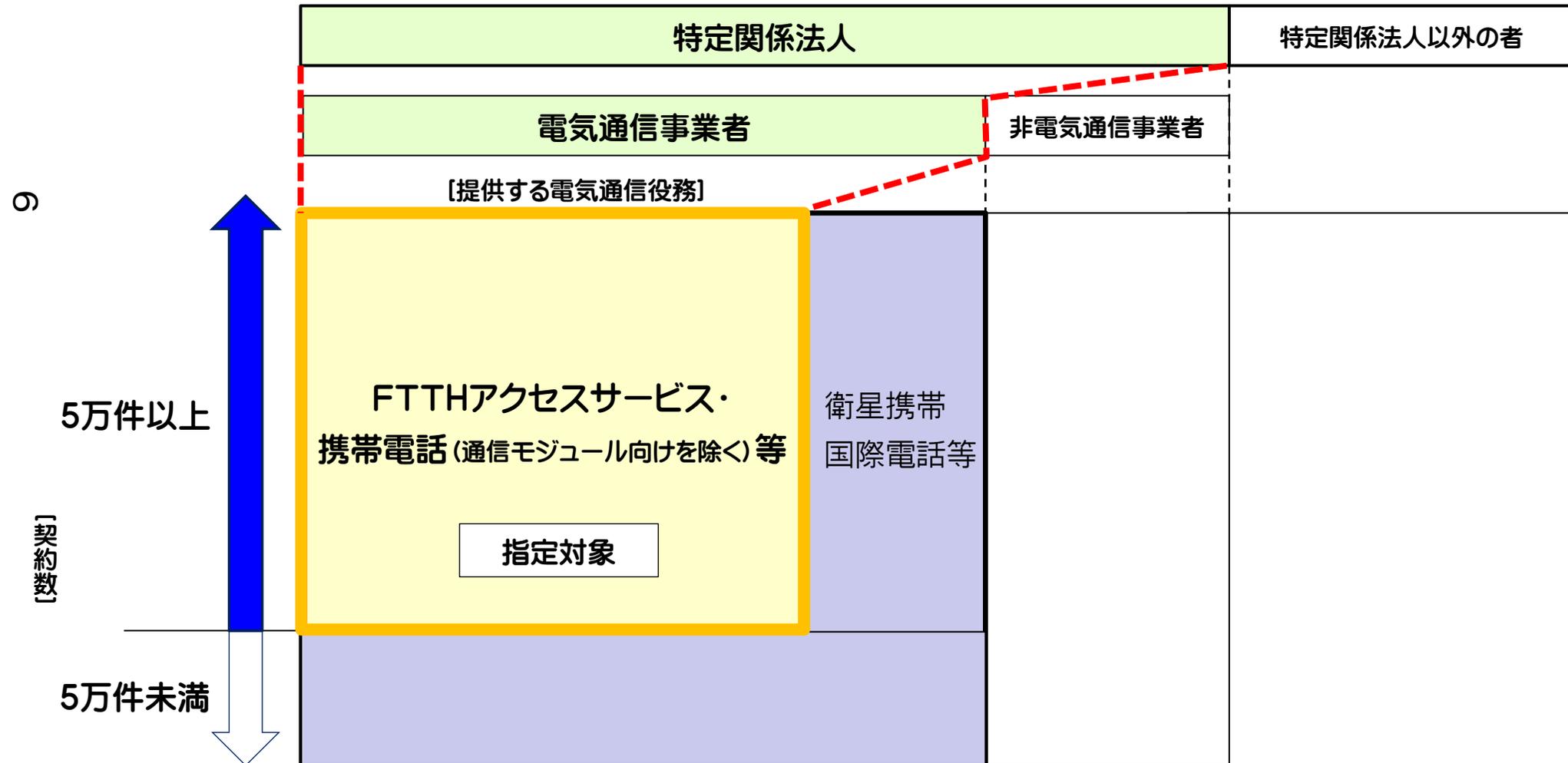


# 不当な優遇禁止の対象となる特定関係法人の考え方

## 禁止行為指定ガイドライン

(平成27年11月11日～12月10日のパブリックコメントを経て、次のとおり改正)

- 不当な優遇禁止の対象となる特定関係法人は、「FTTHアクセスサービスや携帯電話(通信モジュール向けを除く)等を提供する者であって、当該サービスの契約数が5万件以上の者」とされている。

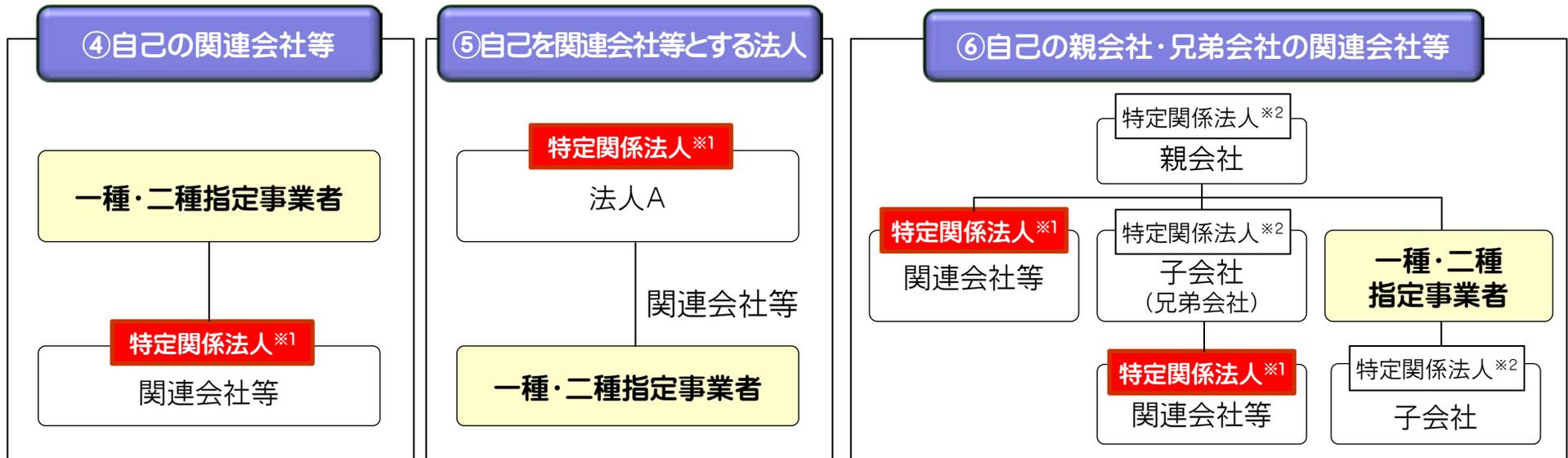


# 特定関係法人の定義

- 法律では、自己の「①親会社」「②子会社」「③兄弟会社」「**その他政令で定める特殊の関係にある法人**」と規定。
- 政令では、「その他政令で定める特殊の関係にある法人」について、「④自己の関連会社等」、「⑤自己を関連会社等とする法人」、「⑥自己の親会社・兄弟会社の関連会社等」と規定。

## ● 政令で定める特殊の関係にある法人

※1 政令で「特殊の関係」があると規定されることで、「特定関係法人」に該当する者  
 ※2 法律の規定のみで「特定関係法人」に該当している者



## 関連会社等の定義

(電気通信事業法施行規則第4条の2の2等)

- ① 自己(子会社を含む)が、**1/3超の議決権を保有する会社**
- ② 自己(子会社を含む)が、**1/5以上1/3以下の議決権を保有する会社であって、以下のいずれかの要件に該当するもの**
  - 1) 自己の役員・社員又はこれらであった者が、**代表取締役**に就任
  - 2) 自己の役員・社員又はこれらであった者が、**取締役の1/5超を占有**
  - 3) その他財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在
- ③ 自己(子会社を含む)又は緊密な関係にある者(自己の役員が議決権の過半数を占めている会社等)が、**1/3超の議決権を保有する会社であって、②1)～3)のいずれかの要件に該当するもの**

# [今回の諮問対象] 不当な優遇禁止の対象となる特定関係法人

- NTTドコモ(移動通信市場の禁止行為規制等適用事業者)の特定関係法人のうち、下記の8社を告示により指定。

委員限り

会社名	主な提供サービス
① NTT東日本 (東日本電信電話株式会社)	加入電話
	FTTHアクセスサービス
② NTT西日本 (西日本電信電話株式会社)	加入電話
	FTTHアクセスサービス
③ NTTコミュニケーションズ (エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)	インターネット接続サービス
	MVNOサービス
④ NTT BP (エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社)	公衆無線LANサービス
⑤ NTT - ME (株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー)	インターネット接続サービス
⑥ NTTぷらら (株式会社NTTぷらら)	インターネット接続サービス
⑦ NTTPCコミュニケーションズ (株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ)	インターネット接続サービス
⑧ NTTメディアサプライ (エヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社)	FTTHアクセスサービス

# 今回併せて整備する省令案（抜粋）

○電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第四条の二の二 電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）  以下「令」という。）第一条第二項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）（当該会社等の子会社等（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号の二に規定する子会社等を含む。）を含む。）が子会社等以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 会社等（当該会社等の子会社等を含む。）が子会社等以外の他の会社等（破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けた子会社等以外の他の会社等その他これらに準ずる子会社等以外の他の会社等であつて、当該会社等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められるものを除く。以下この条において同じ。）の議決権の三分の一を超えて自己の計算において保有している場合における当該子会社等以外の他の会社等</p>	

二 会社等（当該会社等の子会社等を含む。）が子会社等以外の他の会社等の議決権の五分の一以上三分の一以下を自己の計算において保有している場合における当該子会社等以外の他の会社等であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

イ 当該会社等の役員、執行役、業務を執行する社員若しくは使用人である者又はこれらであつた者であつて当該会社等がその財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

(1) 当該子会社等以外の他の会社等の代表取締役、代表執行役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

(2) 当該子会社等以外の他の会社等の取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる役職に就任している者の総数の五分の一を超える割合を占めていること。

ロ その他当該会社等が当該子会社等以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

三 会社等（当該会社等の子会社等を含む。）が自己の計算において保有している議決権と当該会社等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該会社等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が保有している議決権とを合わせて、子会社等以外の他の会社等の議決権の三分の一を超えて保有している場合（当該会社等が自己の

計算において議決権を保有していない場合を含む。)における当該子会社等以外の他の会社等であつて、前号イ又はロに掲げる要件のいずれかに該当するもの